

目 次

はしがき

凡例

序 章	1
1. 制度改正の概要	1
2. 法改正の経緯	2
第1章 職務発明制度の見直し	7
1. 改正の必要性	7
(1) 従来 of 制度	7
(2) 改正の必要性	9
2. 改正の概要	11
(1) 権利帰属の不安定性問題への対応	11
(2) 「相当の対価」 of 文言の見直し	11
(3) 法的予見可能性 of 向上	12
3. 改正条文 of 解説	12
(1) 帰属 of 不安定性問題への対応	12
(2) 「相当 of 対価」 of 文言の見直し	15
(3) 法的予見可能性 of 向上	17
4. 職務考案及ぶ職務創作意匠	19
5. 施行期日及ぶ経過措置	19
(1) 施行期日	19
(2) 経過措置	20

第2章 特許料等の改定 21

1. 改正の必要性 21
 - (1) 料金制度の概要 21
 - (2) 改正の必要性 22
2. 改正の概要 23
 - (1) 特許関係料金の引下げ 23
 - (2) 商標関係料金の引下げ 24
 - (3) PCT国際出願関係料金の見直し 24
3. 改正条文の解説 24
4. 施行期日及び経過措置 31
 - (1) 施行期日 31
 - (2) 経過措置 31

第3章 特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の
実施のための規定の整備 37

1. 改正の必要性 37
2. 改正の概要 38
 - (1) PLTの実施のための特許法の整備 38
 - (2) STLTの実施のための商標法の整備 38
3. 改正条文の解説 38
 - (1-1) 特許庁長官等により指定された手続期間を経過した場合の救済
規定の整備 38
 - (1-2) 注意喚起のための通知に係る規定の整備 41
 - (1-3) 手続補完制度の創設 45
 - (1-4) 先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願に
係る規定の整備 49
 - (1-5) 明細書等の欠落を補完する手続に係る規定の整備 54

(1-6) 在外者の特許管理人の選任の届出提出期間を徒過した場合の救済規定の整備	58
(1-7) その他	59
(2-1) 官庁に対する手続のための期間の経過後の救済規定の整備	65
(2-2) 後期分割登録料等の追納期間を徒過した場合の救済規定の整備	71
4. 他法の関連改正	75
5. 施行期日及び経過措置	77
(1) 施行期日	77
(2) 特許法の一部改正に伴う経過措置	78
(3) 商標法の一部改正に伴う経過措置	80

特許法第三十五条第六項に基づく発明を奨励するための相当の金銭その他の経済上の利益について定める場合に考慮すべき使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等に関する指針（案）……………83

索引……………109

制度改正担当者